

平成30年6月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 熊野美保

平成29年(ワ)第777号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成30年4月23日

判 決

原 告 [redacted] 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役 [redacted]

原 告 [redacted]
上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 瀧 康 暢
同 舟 戸 佐 輝 子

神戸市中央区布引町1丁目1番8号

被 告 株 式 会 社 C R E S T
同 代 表 者 代 表 取 締 役 [redacted]

被 告 [redacted] 山 [redacted]
上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 矢 野 仁 士

主 文

- 1 被告株式会社CRESTは、原告[redacted]会社に対し、452万8241円及びうち396万2527円に対する平成23年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告[redacted]会社の被告株式会社CRESTに対するその余の請求及び原告[redacted]の被告[redacted]に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告[redacted]会社と被告株式会社CRESTとの間では被告株式会社CRESTの負担とし、原告[redacted]と被告[redacted]の間では原告[redacted]の負担とする。

4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

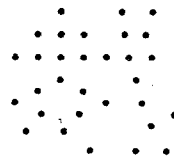
事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告株式会社CRESTは、原告[会社名]会社に対し、472万5981円及びうち402万9902円に対する平成23年10月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告[山]は、原告[会社名]に対し、339万円及びこれに対する平成29年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、①原告[会社名]会社（以下「原告会社」という。）が、被告株式会社CREST（以下「被告会社」という。）との間の継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生しているとして、被告会社に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金472万5981円（元金402万9902円、平成23年9月30日までの利息69万6079円）及び平成23年10月1日から支払済みまで商事法定利率の年6分の割合による利息の支払を求めるとともに、②原告会社の代表取締役である原告[個人名]（以下「原告[個人名]」という。）が、原告会社と被告会社との間の金銭消費貸借取引等に関する原告会社の債務について、その所有する不動産に根抵当権を設定していたところ、被告会社の代表取締役である被告[山]（以下「被告[山]」という。）が取締役としての任務を懈怠し、両社の間の上記金銭消費貸借取引において原告会社に過払金が発生し、原告会社の被告会社に対する債務は既に消滅していたにもかかわらず、被担保債権が存在するものとして上記根抵当権の実行に及んだと主張して、被告[山]に対し、会社法429条1項の取締役の第三者に対する責任に基づき、原告[個人名]がこの不当な根抵当権の実行を阻止するために要



した弁護士費用239万円及び慰謝料100万円の合計339万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成29年5月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告会社は、消防設備の設計及び施工等を目的とする会社である。

イ 原告~~株式会社~~は、原告会社の代表取締役である。

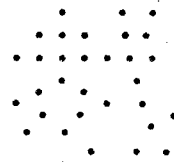
ウ 被告会社（平成22年3月24日までの商号は、株式会社インターである。）は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

エ 被告~~株式会社~~山は、被告会社の代表取締役である。

(2) 原告会社は、被告会社との間で、平成10年8月26日から平成23年9月30日まで、別紙1～8の各「計算表」（裁判所の計算表）（以下、併せて「本件計算表」という。）の「年月日」欄記載の日に「借入金額」欄記載の借入れ又は「弁済額」欄記載の弁済を行った（以下、併せて「本件取引」という。）。本件取引のうち貸付けは、合計10回である（以下、日付順に「第1貸付け」などといい、貸付けとこれに対する弁済を併せて「本件取引1」などという。）。

(3) 原告~~株式会社~~は、別紙物件目録記載の各不動産（以下、併せて「本件各不動産」といい、それぞれ「本件1土地」、「本件3土地（持分）」などという。）の所有権又は共有持分を有している。

(4) 平成18年4月25日、原告~~株式会社~~は、被告会社との間で、本件各不動産に関し、債務者を原告会社、被担保債権の範囲を同社と被告会社との金銭消費貸借取引に係る債権等、極度額を1500万円とする根抵当権設定契約を締



- 結し、翌26日、その旨の登記を了した（以下、この根抵当権を「本件根抵当権」という。）。なお、原告〇〇〇は、本件3土地（持分）及び本件4建物（持分）の共有者であった〇〇〇〇〇〇とともに上記契約を締結した。（甲72～75）
- (5) 平成28年6月7日、被告会社は、横浜地方裁判所横須賀支部に対し、本件根抵当権に基づき本件各不動産（〇〇〇〇〇〇の共有持分を含む。）について不動産競売の申立てをし（以下「本件不動産競売申立て」という。）、同年8月1日、同支部により不動産競売開始決定がされた（以下「本件競売開始決定」という。）（甲76、77）。
- (6) 平成28年10月4日、原告〇〇〇は、本件競売開始決定について執行停止の申立てをするとともに執行異議の申立てをしたが、同年11月14日、横浜地方裁判所横須賀支部は、本件取引が一個の連続した貸付取引であるとの事実を認めるに足りる証拠はないとして、上記執行異議の申立てを却下した（甲78～80）。
- (7) 平成28年11月8日、被告会社は、原告会社に対し、本件請求債権の消滅時効を援用するとの意思表示をした（乙5の1・2）。
- (8) 平成28年11月24日、被告会社は、本件不動産競売申立てを取り下げた。
- (9) 平成28年11月22日、被告会社は本件根抵当権を解除し、平成29年1月26日、これを原因として本件各不動産に関する本件根抵当権の設定登記の抹消登記手続がされた（甲82）。
- (10) 被告会社は、原告会社に対し、平成29年6月27日の本件口頭弁論期日において、本件請求債権の消滅時効を援用するとの意思表示をした。

2 争点

- (1) 本件取引の一連性の有無（過払金充当の範囲）
- (2) 本件不動産競売の申立てに係る被告〇〇〇〇〇の任務懈怠及び重過失の有無（本

件取引に係る被担保債権が不存在であった場合)

(3) 原告[]の損害額

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (本件取引の一連性の有無 (過払金充当の範囲)) について
(原告らの主張)

ア 複数の取引の間で過払金の充当合意の存在が認められるためには、第1の貸付けと第2の貸付けとが、契約形態や契約条件において同質・類似の契約であって、取引が長年にわたって繰り返され、空白期間があったとしても前の取引と期間的に接着し、貸主及び借主において、第1の貸付けを行う際に、切替え又は貸増しのための次の貸付を行うことが想定されていたなどの事情を要し、これらにより事実上1個の連続した貸付取引であると評価できることが必要である。そして、契約形態や契約条件を考慮するに当たっては、契約目的や契約当事者、利率や返済方法の異同、契約に付された番号などを考慮することに加え、借主及び貸主の意思についても斟酌すべきである。

イ 本件取引は、以下のとおり、事実上1個の連続した貸付取引であると評価される。

(ア) 借換えの存在

本件取引のうち同4、7、9及び10の各取引については、それ以前の貸付債務を新規貸付額から差引き控除する借換契約として締結されている。このことから、これらの各取引では事前に次の貸付けを行うことを想定していたことが明白である。

原告会社と被告会社が借換えの形式で契約を締結したのは、本件取引4の平成12年9月11日以後、同7の平成14年10月31日、同9の平成15年9月4日、同10の平成18年4月26日と、約6年間もの長期間にわたるものであった。したがって、本件取引が長年にわたっ

て同様の方法で反復継続して行われていたことは明らかである。

(イ) 契約形態及び契約条件の同質性ないし類似性

a 契約目的及び契約当事者の共通性

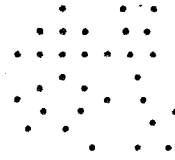
本件取引はいずれも原告会社の事業資金として当初確定金額を貸し付け、これに対応して約定の返済日に約定の金額を返済するという形態のものである。契約当事者は、いずれも借主原告会社と貸主被告会社であり、原告会社の代表取締役であった原告[]と同人の妻である[]は、全ての契約において連帯保証人となっており、第3貸付け以降の全ての契約において、原告[]の母である[]も連帯保証人となっていた。したがって、契約当事者は全期間を通じてほぼ共通していたといえる。

b 利率の同一性ないし類似性

本件取引は、不動産担保融資であったがゆえに利率が低くなった本件取引10を除いて、いずれも年利29.2パーセントを超える高金利であり、同4から同9までは全て年利29.2パーセントで共通している。また、同1から同3までは、取引期間が同時期にわたるものであるが、いずれもほぼ年36.9パーセントである（同3のみ年36.898パーセントであるが、わずかの違いにすぎない。）。

c 返済方法の同一性ないし類似性

本件取引は、同1から同5までは毎月5日の利息支払と元金一括払い、同6から同10までは元利均等払いで共通しており、同9までは返済日も毎月10日で共通している。そして、同6以降の返済額は、金額こそ異なるが、同6から同8までは貸付額の4.2パーセント相当額が返済額となっているという共通性がある（同9でも、貸付額の3.1パーセント相当額が毎月の返済額となっており、4.2パーセントと近似する。）。また、同10においては、貸付金額がそれまで



と比較して850万円と高額であることにかんがみ、返済額の相違は取引の連続性の判断に影響を及ぼさないというべきである。

d 契約番号の連続性

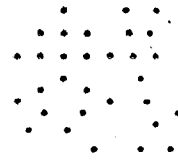
被告会社との契約には契約番号が付されている。本件取引においても、同1から同4までと同5以降では番号の付され方が異なるものの、「640」という部分は全取引を通じて共通しているし、また、末尾3桁の番号がその連続性を示している。このことは、被告会社が原告会社との間の取引を一体として評価していたことの証左である。

e 借主原告会社の意思

原告会社は、被告会社からの借入を重ねながらもその取引は全て一連のものであるとの意思を有していた。そのため、原告会社の被告会社に対する返済は各取引に分けられることなくおおむね月1回のみ決まったペースで行われていた。借入れが増えた際に返済額が増加したことはあっても、それは単に借入れの総額が増加したためであって、直ちに取引が複数併存する形になったということとは結びつかない。借主としては、同じ貸主との間に複数の契約が併存することを望まないことが通常であり、原告会社としても当然そのような認識を有していた。

また、原告会社は、平成14年4月5日に約定利息を前提とする債務の全額を支払ったが、これをもって、被告会社との取引を将来的なものも含めて終了するとの意思を有してはいなかった。借主としては、臨時の収入等で幸運にも債務を一気に消滅させることができたというだけにすぎず、残債務を全額消滅させることと、将来の借入れを予定しているかどうかということとは、全く別問題である。実際に、原告会社は、わずか4か月ほどで被告会社から借入れをしている。

f 貸主被告会社の意思



貸主である被告会社としても、前記のとおり、本件取引に連番を付して管理していることや利率や返済方法に同一性ないし類似性を持たせた契約内容としていることに照らし、本件取引を一連のものと認識していたことが明らかである。

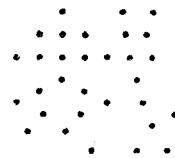
(ウ) 取引期間及び取引の空白期間

原告会社と被告会社とは、平成10年8月26日に本件取引1に関する契約を締結して以降、最終取引日である平成23年9月30日まで13年以上にわたって繰り返し取引を続けてきた。その契約形態や契約条件が同質ないし類似するものであることは前記のとおりである。他方で、平成14年4月5日に原告会社が約定残債務を完済したことで被告会社との取引が途絶えたのは、本件取引6の開始の同年8月23日までのわずか4か月という短期間にすぎない。

(被告らの主張)

ア 本件取引は、それぞれ個別に行われた証書貸付契約である。したがって、本件取引を一連一体のものとみて、ある取引で発生した過払金を他の貸付けに対する弁済に充当されるべきではない。もっとも、借換え部分の一連性（本件取引1ないし3の各過払金が第4貸付けの元金に充当されること、本件取引6の過払金が第7貸付けの元金に充当されること、本件取引7・8の過払金が第9貸付けの残元金に充当されること、本件取引9の過払金が第10貸付けの残元金に充当されること）については、積極的に争わない。しかし、本件取引4と5は、以後のいずれの貸付けとも連続性がないため、その過払金が第6貸付けその他の貸付金に充当されることはない。

原告会社は、本件取引4・5の残債務について、原告〇〇〇の姉から借金をしてまで一括弁済しており、その時点では被告会社との取引を終了させようとの意思を有していたと考えるのが自然かつ合理的である。このことは、第6貸付けの前に原告〇〇〇が被告会社でなく取引先の社長に借入れを



申し込んだとの事実からも明らかである。原告会社は、本件取引４・５の残債務の一括弁済により被告会社との取引の終了をいったん決意したものの、その後に資金の必要が生じ、他に借入れを申し込んだが断られたため、やむにやまれず、再度、被告会社へ借入れを申し込んだだけのことであり、本件取引４・５と本件取引６との間に取引の連続性や充當合意を觀念することはできない。

イ 被告会社は、第１貸付けから第１０貸付けまでそれぞれ個別に信用調査を行った上で貸付けを行い、完済時にはそれぞれ借用書を返還している。

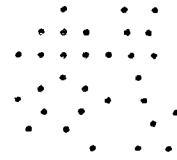
ウ 第２貸付け及び第３貸付けは第１貸付けの返済途中に実行され、第５貸付けは第４貸付けの返済途中で実行され、第８貸付けは第７貸付けの返済途中で実行されており、それらの貸付けは別個の貸付けとして併存していた。

エ 本件取引の返済日は、第１貸付けから第５貸付けまでは毎月５日であったが、第６貸付けから第９貸付けまでは毎月１０日、第１０貸付けは毎月２３日となっていた。利率も、第１貸付けから第３貸付けまで、第４貸付けから第９貸付けまで及び第１０貸付けと大きく３通りに分かれている。特に、第１０貸付けは不動産担保融資であり、それまでの貸付けとは全く様相を異にしている。

オ 本件取引の返済方法は、第１貸付けから第５貸付けまでは元金一括払いであるが、第６貸付け以降は元利均等払いとなっており、両者の間には同一性も類似性も認められない。

カ 被告会社は、原告会社からの弁済金について、併存する貸付けごとにそれぞれ充當し、これを明記した領収書兼取引明細書を原告会社に交付していた。

キ 本件取引に関する契約番号の連続性は、被告が顧客の管理のために顧客ごとに連続させているにすぎず、本件取引の一連性を基礎付けるものでは



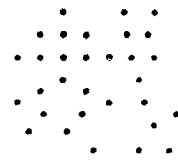
ない。

- (2) 争点(2) (本件不動産競売の申立てに係る被告〇〇山の任務懈怠及び重過失の有無 (本件取引に係る被担保債権が不存在であった場合)) について
(原告〇〇社の主張)

ア 前記(1) (原告らの主張) のとおり、本件取引を全体として一連計算すると、被告会社の原告会社に対する貸金債権は完済されてむしろ過払金が発生している状態であった。それにもかかわらず、被告会社は、本件根抵当権に基づき本件各不動産について不動産競売の申立てをした。被告会社の代表取締役である被告〇〇山は、この不当な根抵当権の実行について、会社法429条1項 (取締役の第三者に対する責任) による損害賠償責任を負うべきである。

イ 被告〇〇山は、被告会社の代表取締役として、同社が貸付けについて利息制限法の制限利息に従って適正に引き直し計算を行うことにより被担保債権の消滅した担保権を実行することがないようにすべき義務があった。それにもかかわらず、前記のとおり、被告会社は被担保債権が消滅した本件根抵当権を不当に実行した。被告〇〇山は、その被担保債権である本件取引に係る貸金債権がもはや消滅していたことを当然認識していたか、認識すべきであった。

ウ 被告会社が本件不動産競売の申立てをしたのは、原告会社が最後に本件取引に係る弁済をしてから4年8か月も経過してからである。そのような長期間にわたり被告会社が強制換価手続に着手しなかった理由は、上記最終弁済時の時点で既に同社の貸金債権が消滅して原告会社に過払金が発生していることを知っており、原告会社との取引履歴を内部的な運用に従って廃棄する時期をあえて待っていたからにほかならない。また、原告らの代理人弁護士が本件取引の取引履歴の開示を求めた後に本件不動産競売の申立てを行ったこと、原告らに開示した取引履歴とは異なる取引履歴を元



に上記競売の申立てをしており、被告らは原告らに対して本件取引の取引履歴を隠蔽していたといえること、本件競売開始決定に対する原告[]の執行異議の申立てが認められなかったにもかかわらず、そのわずか10日後に本件不動産競売の申立てを取り下げたこと等の事実にも照らしても、被告会社自身が本件取引に係る貸金債権の消滅及び過払金の発生を認識していたこと、その上で、原告会社がいったん残債務を完済した平成14年4月5日から10年が経過し、同社の業務取扱上の取引履歴の消去期限が到来するのを待って本件不動産競売の申立てをしたことが推認される。これら被告会社の行為は、貸金業者として明らかに社会通念に照らして著しく相当性を欠くもので違法性を帯びることは明らかであり、被告[]には故意又は重過失が認められる。

エ 被告[]が被告会社の代表取締役として本件不動産競売の申立てを決定したことは、取締役としての任務懈怠に当たり、悪意又は重過失がある。また、仮に、上記決定をしたのが支配人の[]（以下「[]」という。）であり、被告[]が同人からその報告を受けていなかったとしても、被告[]の任務懈怠であることに変わりはない。

（被告[]の主張）

ア 本件不動産競売の申立ての時点において、本件根抵当権の被担保債権は存在していた。被告会社は、一連の取引とされる可能性のある第6取引から第10取引までを一連のものとして計算し、本件不動産競売の申立てをしたものである。被告会社がこれを取り下げた理由は、原告会社が被告会社に対して当該被担保債権と平成14年4月5日以前に発生していた過払金債権とを相殺する旨の通知を行ったため、これによって被担保債権が消滅したと判断したからにすぎない。したがって、本件不動産競売の申立ては、正当なものであり違法性はない。

イ 被告会社が本件不動産競売の申立てに至った経緯は、以下のとおりであ

る。平成28年2月、同社において債権回収の担当者の交代がされ、新たな担当者である■は原告会社に対する残債権と担保不動産の存在に気づき、外部委託業者の下に保管され経理処理に用いられていた銀行との伝送データを手し、これをシステムエンジニアにデータ解析を依頼した結果、平成13年10月1日から平成21年7月31日までの間における原告会社に係る送金データと入金データを抽出することができ、不動産競売の申立てが可能となった。

ウ 仮に、本件取引全体を一連の取引であると評価する余地があるとしても、誰もがそのことを客観的に認識できるわけではない。現に、本件競売開始決定に対する執行異議の手續においても本件取引の一連性は認められていない。本件不動産競売申立ての時点において、被告会社が第10貸付けに係る残債権が消滅していることを認識又は容易に認識できたとはいえず、同申立てについて不法行為が成立する余地がない。

エ 以上のとおり、本件不動産競売の申立てに違法・不当な点はないから、被告■山に任務懈怠が認められる余地はない。

(3) 争点(3) (原告■の損害額) について

(原告■の主張)

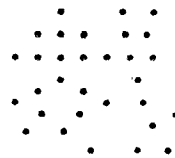
ア 弁護士費用

原告■は、本件各不動産に対する本件競売開始決定による競売手續の進行を阻止すべく、弁護士に委任して執行異議及び執行停止の申立てをした。そのために弁護士費用として239万円を支出した。これは、被告■山の任務懈怠行為と相当因果関係を有する損害である。

イ 不当な本件根抵当権の実行により原告■が被った精神的苦痛に対する慰謝料は100万円を下らない。

(被告■山の主張)

争う。



第3 当裁判所の判断

1 認定事実

当事者間に争いがない事実、証拠（甲1～69, 71～82, 90～95, 110, 乙1, 2, 12（枝番があるものは枝番を含む。）、証人■, 原告■本人。主な証拠については、各項に再掲する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告会社は、事業の運転資金の不足を補うため、被告会社との間で、本件取引を開始した（原告■本人）。

本件取引における各貸付けの内容は、以下のとおりである。

ア 第1貸付け（甲1）

貸付日 平成10年8月26日
契約番号 150640-001
貸付金額 200万円
利息 年36.9パーセント
返済方法 毎月5日の利息支払と返済期限に元金一括払い
連帯保証人 原告■, ■
返済期限 平成11年2月25日

イ 第2貸付け（甲6）

貸付日 平成10年12月9日
契約番号 150640-002
貸付金額 100万円
利息 年36.9パーセント
返済方法 毎月5日の利息支払と返済期限に元金一括払い
連帯保証人 原告■, ■
返済期限 平成13年12月9日

ウ 第3貸付け（甲21）

貸付日 平成12年2月29日
契約番号 150640-003
貸付金額 200万円
利息 年36.898パーセント
返済方法 毎月5日の利息支払と返済期限に元金一括払い
連帯保証人 原告[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
返済期限 平成15年2月28日

エ 第4貸付け(甲30)

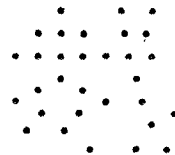
貸付日 平成12年9月11日
契約番号 150640-005
貸付金額 400万円
利息 年29.2パーセント
返済方法 毎月5日の利息支払と返済期限に元金一括払い
連帯保証人 原告[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
返済期限 平成13年9月11日

オ 第5貸付け(甲46)

貸付日 平成13年12月18日
契約番号 115-1-000640-006
貸付金額 100万円
利息 年29.2パーセント
返済方法 毎月5日の利息支払と返済期限に元金一括払い
連帯保証人 原告[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
返済期限 平成14年12月5日

カ 第6貸付け(甲51)

貸付日 平成14年8月23日
契約番号 115-1-000640-007



貸付金額 200万円
利息 年29.2パーセント
返済方法 毎月10日限り8万4000円の元利均等払い
連帯保証人 原告 [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
最終返済期限 平成17年8月10日

キ 第7貸付け(甲56)

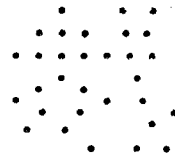
貸付日 平成14年10月31日
契約番号 115-1-000640-008
貸付金額 300万円
利息 年29.2パーセント
返済方法 毎月10日限り12万6000円の元利均等払い
連帯保証人 原告 [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
最終返済期限 平成17年11月10日

ク 第8貸付け(甲61)

貸付日 平成15年3月27日
契約番号 115-1-000640-009
貸付金額 50万円
利息 年29.2パーセント(当初60日間は7.0%)
返済方法 毎月10日限り2万1000円の元利均等払い
連帯保証人 原告 [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]
最終返済期限 平成18年3月10日

ケ 第9貸付け(甲68)

貸付日 平成15年9月4日
契約番号 115-1-000640-011
貸付金額 450万円
利息 年29.2パーセント



返済方法 毎月10日限り14万3300円の元利均等払い

連帯保証人 原告■■■■, ■■■■

最終返済期限 平成20年9月10日

コ 第10貸付け(甲72~75, 乙2)

貸付日 平成18年4月26日

契約番号 115-1-000640-014

貸付金額 850万円

利息 年20.0パーセント

返済方法 毎月23日限り16万4200円の元利均等払い

連帯保証人 原告■■■■, ■■■■, ■■■■

最終返済期限 平成28年4月25日

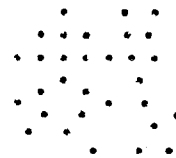
根抵当権設定 本件根抵当権

(2) 前記のとおり、第1貸付けから第5貸付けまでは毎月5日に利息のみを支払うとの約定が存在していたが、原告会社は、その約定とは異なり、本件計算表のとおりおおむね10万円ないし20万円の一定金額(約定の利息額を上回る金額)を毎月の弁済期に支払っていた。そして、取引が併存しているとき、被告会社は、当該弁済金について、まず各取引の約定利息等に充当し、その余を弁済期の早い貸付けの元金に充当するという処理を行った上、充当関係を明記した領収書兼取引明細書を原告会社へ交付していた(甲20, 24~28)。

(3) 平成14年4月5日、原告会社は、当時、約定利率による計算で400万円近い残高となっていた借入金の金利負担を解消するため、原告■■■■の姉から援助を得て第4・第5貸付けに係る残債務391万8426円を一括弁済した。その際、被告会社は、原告会社に対し、当該貸付けに係る契約書を返還した。当時、原告会社には税金の滞納があり、代表者である原告■■■■にも複数の消費者金融会社から事業資金のための借入れがあるなど、原告会社の

資金状態は苦しかった。(甲50, 原告[REDACTED]本人)

- (4) 平成14年8月23日, 原告会社は, 事業の運転資金の不足を補うため, 被告会社から第6貸付けを受けた。
- (5) 本件計算表記載のとおり, 原告会社は, それまで金額不足ながらも続けていた毎月の約定分割金の支払を平成22年4月以降停止し, その後8回にわたり1万円ないし5万円の金額を合計22万円支払っただけで, 平成23年9月30日を最後に本件取引に係る弁済をすることはなかった。
- (6) 平成27年1月頃, 原告[REDACTED]は, 同訴訟代理人弁護士に債務整理の相談をした。同年2月13日頃, 原告らの訴訟代理人弁護士は, 被告会社に対し, 書面により原告[REDACTED]の債務整理の開始を通知するとともに同人との間の取引履歴の開示を求めた(甲90, 110)。
- (7) 平成27年2月26日, 被告会社は, 原告らの訴訟代理人弁護士からの依頼に答えて, 本件取引のうち平成15年10月10日以降の取引履歴を回答した(甲71)。
- (8) 平成27年11月19日, 原告らの訴訟代理人弁護士は, 被告会社に対し, 平成15年10月10日までの取引履歴についても開示するよう求めた(甲92)。
- (9) 平成27年11月24日, 被告会社は, 原告らの訴訟代理人弁護士に対し, 平成15年10月10日までの取引履歴は所持していない旨回答した(甲93)。
- (10) 平成28年2月頃, [REDACTED]は, 被告会社の支配人として本件取引に関する業務を引き継いだ。同人は, 不動産担保が付された第10取引の貸金債権の回収を図るため, 被告会社の預金口座の取引履歴から本件取引の貸付けと弁済のデータを抽出することを考え, 外部に預けていたデータベースから関係するデータを入手し, 解析の結果, 本件取引の経過を再現した。(乙12, 証人[REDACTED])



- (11) 平成28年6月7日、被告会社は、本件不動産競売申立てをし、同年8月1日、本件競売開始決定がされた。(甲76, 77)。被告会社は、本件取引6から10までを一連のものとして利息制限法の制限利率による引き直し計算を行い、貸付残額120万3245円を請求債権額として申立てをした。
- (12) 平成28年9月16日頃、原告らの訴訟代理人弁護士は、被告会社に対し、利息制限法の制限利率による引き直し計算をすると本件取引には過払金が発生しているとして、その計算書及び取引に関する資料とともに、本件不動産競売申立ての取下げ及び過払金の支払を求める旨の通知をした(甲94, 95)。
- (13) 平成28年10月4日、原告〇〇〇は、本件競売開始決定について執行停止の申立てをするとともに執行異議の申立てをしたが、同年11月14日、本件取引が一個の連続した貸付取引であるとの事実を認めるに足りる証拠はないとして、上記執行異議の申立ては却下された(甲78～80)。
- (14) 平成28年11月1日頃、原告会社は、本件取引に係る貸金債権は上記のとおり消滅しているが、本件取引1から4までを一連計算すると平成14年4月5日の時点で既に248万9360円の過払金が発生しているとして、念のため、これを自働債権とし、本件不動産競売の申立てに係る被担保債権及び請求債権を受働債権として相殺する旨の通知をした(乙1)。
- (15) 平成28年11月24日、被告会社は、本件不動産競売申立てを取り下げた。
- (16) 平成29年1月26日、本件根抵当権設定登記の抹消登記がされた(甲72～75)。

2 争点(1)(本件取引の一連性の有無(過払金充当の範囲))について

(1) 本件取引1ないし4について

前記前提事実及び認定事実によれば、本件取引1は第2貸付け及び第3貸付け後も存続し、本件取引2も第3貸付け後も存続しており、本件取引1な

いし3が別個の貸付けとして併存していた時期があることは認められるが、他方で、原告会社はそれらの弁済をまとめて行い、しかも、毎月当該期間の利息のみを支払うとの約定による返済額とは無関係にその金額を上回るおおむね15万円又は20万円の一定金額を支払い、被告会社が、適宜、併存する取引の利息等にまず充当し、その余を弁済期の早い貸付けに対する元金に充当していたこと、第4貸付けはこれらの取引の借換えとして行われたこと、第1ないし第3貸付けと第4貸付けの利率は異なるものの、それらはいずれも証書貸付けであってその返済方法も同一であること（元金一括払い）からすれば、本件取引1ないし3は事実上一体の取引として行われており、これらと本件取引4は一連の取引であると認めるのが相当である。

(2) 本件取引5, 6について

ア 前記前提事実及び認定事実によれば、本件取引4は第5貸付け後も存続し、本件取引4・5は併存していた時期があることは認められるが、他方で、原告会社はそれらの弁済をまとめて行い、しかも、本件取引1ないし3が併存していたときと同様、約定の返済額とは無関係に毎月10万円を支払い、被告会社が適宜充当していたこと、第4・第5貸付けは、いずれも証書貸付けであって利率も返済方法（元金一括払い）も同一であることからすれば、本件取引4・5は事実上一体の取引として行われていたものと認めることができる。

イ 前記前提事実及び認定事実によれば、原告会社は本件取引4・5の終了後に被告会社から当該貸付けの契約書の返還を受けたこと、本件取引6は本件取引4・5が終了した後に開始されたものであり、それまでの取引と異なり返済方法が元利均等払いに変更されたことは認められる。しかし他方、本件取引6は、それまでの本件取引1ないし5と同じ証書貸付けであり、利率も直近の本件取引4・5と同じである。返済方法についても、約定には変更があったものの、前記のとおり、元金一括払い（毎月の返済は

当該期間の利息のみ) という約定であった従前の取引の時から、実際には元金を含めた一定金額の弁済がされており、返済の実態は元利均等払いと違いはなく、返済方法の約定が実態に沿うようになったともいえる状況であった。そして、原告会社は本件取引4・5の債務を一括弁済したものの、従前と変わらず事業を継続し同社の資金需要は依然として存在しており、現に上記一括弁済から4か月余り後に第6貸付けが実行されていることが認められる。これらの事実からすると、本件取引6はそれまでの取引の延長として行われたものであり、本件取引4・5と本件取引6は一連の取引であると認めるのが相当である。

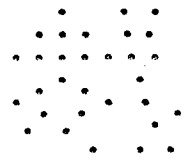
(3) 本件取引7ないし9について

ア 前記前提事実及び認定事実によれば、本件取引7は本件取引6の借換えとして行われたこと、それらはいずれも証書貸付けであって、利率も返済方法(元利均等払い)も同一であることからすれば、本件取引6と本件取引7は一連の取引であると認めるのが相当である。

イ 前記前提事実及び認定事実によれば、本件取引7は第8貸付け後も存続し、本件取引7・8は併存していた時期があることは認められるが、他方で、原告会社はそれらの弁済をまとめて行い、第9貸付けはこれらの取引の借換えとして行われたこと、本件取引7ないし9はいずれも証書貸付けであってその利率も返済方法も(元利均等払い)同一であることからすれば、本件取引7・8は事実上一体の取引として行われており、これらと本件取引9は一連の取引であると認めるのが相当である。

(4) 本件取引10について

前記前提事実及び認定事実によれば、第10貸付けは、貸付け時に担保として本件根抵当権が設定された不動産担保貸付けであった点でそれまでの取引と異なり、利率も異なっていたことは認められる。しかし他方、第10貸付けは本件取引9の借換えとして行われたものであり、かつ、それ



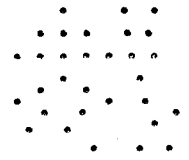
までの本件取引 1 ないし 9 と証書貸付けである点は同じであり、返済方法（元利均等払い）についても直近の本件取引 6 ないし 9 と同じである。これらの事実からすると、本件取引 9 と本件取引 10 は一連の取引であると認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、本件取引は全体として一連の取引であると認めるのが相当であるから、各取引において発生した過払金は他の貸付けに係る借入金債務に充当する旨の合意があったものと認められる。したがって、本件計算表のとおり、本件取引により平成 23 年 9 月 30 日の時点において原告会社の被告会社に対する過払金元金 396 万 2527 円及び利息 56 万 5714 円が発生していることが認められる。

(6) なお、原告会社は、過払金に対する利息について商事法定利率の年 6 分の割合により計算した金員の支払を求めている。しかしながら、金銭消費貸借取引において借主が利息制限法所定の利息の制限額を超えた利息の支払をすることによって発生した過払金返還債権は、原因となった取引が債権者又は債務者にとって商行為に当たる場合であっても、その債権は高利を制限して借主を保護する目的で設けられた利息制限法の規定によって発生したものであるべきであって、営利性を考慮すべき債権ではないから、悪意の受益者が民法 704 条前段により付すべき利息の利率は民法所定の年 5 分と解される（最高裁平成 18 年(受)第 1187 号同 19 年 2 月 13 日第 3 小法廷判決・民集 61 巻 1 号 182 頁参照）。これによると、平成 23 年 9 月 30 日の時点において発生している過払金利息の金額は上記(5)のとおり 56 万 5714 円に止まり、それ以後の利息額も年 5 分の割合に止まることになる。

3 争点(2)（本件不動産競売の申立てに係る被告~~山~~山の任務懈怠及び重過失の有無）について

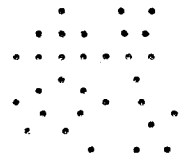
(1) 前記 2 によれば、本件不動産競売の申立て時において本件取引に係る被告会社の原告会社に対する貸金債権は存在していなかったことになる。



(2) 本件不動産競売の申立てに係る被告会社の過失及び違法性

前記認定事実によれば、被告会社は、本件取引6ないし10のみを一連のものとして利息制限法の制限利率による引き直し計算を行った結果を前提として本件不動産競売の申立てをしたことが認められる。前記2のとおり、本件取引は全体として一連の取引であると認められ、本件取引4・5までに発生していた過払金を第6貸付けの貸金に充当すべきところ、これを行っていないのは本件取引の充当計算として正当であったとはいえない。しかしながら、この相違は過払金充当合意の存否についての評価判断の違いによるものであり、前記2のとおり、本件取引4ないし6に関しては本件取引4・5の終了時点において本件取引6は存在しておらず、本件取引には全体についての基本契約は存在せず、本件取引4・5と本件取引6との間には契約条件に一部異なる点があったなどの事実も認められる。前記前提事実によれば、本件競売開始決定に対する執行異議審において、本件取引が一個の連続した貸付取引であるとの事実を認めるに足りる証拠はないとして申立てが却下されていることも認められる。これらの事実からも明らかなように、本件取引4・5と本件取引6との一連性についてはもともと一義的に決まる問題ではなく、被告会社が本件不動産競売の申立てにおいて行った充当計算に関しても相応の根拠があったといえる。そして、被告会社が本件根抵当権に基づく本件不動産競売の申立てを行うに当たり、自己に有利な見解を前提として行動することは法律上許容されるものであり、その目的や態様等に照らして明らかに不当な濫用的な申立てでない限り、不法行為法上の違法となるものではないというべきである。

この点に関し、原告~~〇〇〇~~は、被告会社の関係者が本件取引に係る貸金債権の消滅及び過払金の発生を認識していた旨主張するが、これを基礎付ける証拠は存在しない。また、原告~~〇〇〇~~は、被告会社があえて本件取引5以前の取引履歴の消去期限を待つて本件不動産競売の申立てをした旨主張するが、こ



れを認めるに足りる証拠はなく、また、上記申立ての内容に照らし、その時期に関する■その他被告会社の関係者の意図や認識は上記申立ての違法性に関する判断を左右するものではない。

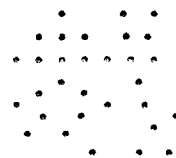
- (3) 以上のとおり、被告会社による本件不動産競売の申立てが違法であるとはいえないから、これに対する被告■山の任務懈怠はその前提を欠く。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告会社の請求は、過払金元金396万2527円及び利息56万5714円の合計452万8241円及びうち上記過払金元金に対する平成23年10月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余の請求は理由がないから棄却し、原告■の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

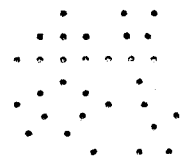
神戸地方裁判所第5民事部

裁 判 官 伊 丹 恭



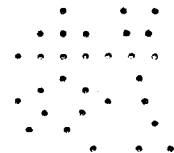
計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H10.8.26	2,000,000		0.15				2,000,000		
2	H10.9.7		30,000	0.15	13	10,684	0	1,980,684	0	0
3	H10.10.2		100,000	0.15	25	20,349	0	1,901,033	0	0
4	H10.11.5		70,000	0.15	34	26,562	0	1,857,595	0	0
5	H10.12.7		70,000	0.15	32	24,428	0	1,812,023	0	0
6	H11.1.6		170,766	0.15	30	22,340	0	1,663,597	0	0
7	H11.2.5		119,757	0.15	30	20,510	0	1,564,350	0	0
8	H11.3.5		121,775	0.15	28	18,000	0	1,460,575	0	0
9	H11.4.5		118,750	0.15	31	18,607	0	1,360,432	0	0
10	H11.5.6		118,750	0.15	31	17,331	0	1,259,013	0	0
11	H11.6.7		117,742	0.15	32	16,556	0	1,157,827	0	0
12	H11.7.5		121,775	0.15	28	13,322	0	1,049,374	0	0
13	H11.8.5		118,750	0.15	31	13,368	0	943,992	0	0
14	H11.9.6		117,742	0.15	32	12,414	0	838,664	0	0
15	H11.10.5		36,709	0.15	29	9,995	0	811,950	0	0
16	H11.11.5		39,240	0.15	31	10,344	0	783,054	0	0
17	H11.12.6		123,944	0.15	31	9,975	0	669,085	0	0
18	H12.1.5		124,784	0.15	30	8,245	0	552,546	0	0
19	H12.2.7		122,263	0.15	33	7,472	0	437,755	0	0
20	H12.3.6		112,354	0.15	28	5,023	0	330,424	0	0
21	H12.4.5		116,933	0.15	30	4,062	0	217,553	0	0
22	H12.5.8		105,475	0.15	33	2,942	0	115,020	0	0
23	H12.6.5		119,797	0.15	28	1,319	0	-3,458	0	0
24	H12.7.5		114,069	0.15	30	0	0	-117,527	-14	-14
25	H12.8.7		35,475	0.15	33	0	0	-153,002	-529	-543
26	H12.9.5		54,256	0.15	29	0	0	-207,258	-606	-1,149
27	H12.9.11		2,353	0.15	6	0	0	-209,611	-169	-1,318
28	H12.9.11		490,372	0.15	0	0	0	-699,983	0	-1,318
29				0.15	0	0	合計:	-701,301	0	0



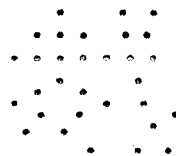
計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H10.12.9	1,000,000		0.15				1,000,000		
2	H11.1.6		29,234	0.15	29	11,917	0	982,683	0	0
3	H11.2.5		30,243	0.15	30	12,115	0	964,555	0	0
4	H11.3.5		28,225	0.15	28	11,098	0	947,428	0	0
5	H11.4.5		31,250	0.15	31	12,069	0	928,247	0	0
6	H11.5.6		31,250	0.15	31	11,825	0	908,822	0	0
7	H11.6.7		32,258	0.15	32	11,951	0	888,515	0	0
8	H11.7.5		28,225	0.15	28	10,224	0	870,514	0	0
9	H11.8.5		31,250	0.15	31	11,090	0	850,354	0	0
10	H11.9.6		32,258	0.15	32	11,182	0	829,278	0	0
11	H11.10.5		113,291	0.15	29	9,883	0	725,870	0	0
12	H11.11.5		110,760	0.15	31	9,247	0	624,357	0	0
13	H11.12.6		26,056	0.15	31	7,954	0	606,255	0	0
14	H12.1.5		25,216	0.15	30	7,470	0	588,509	0	0
15	H12.2.7		27,737	0.15	33	7,959	0	568,731	0	0
16	H12.3.6		23,534	0.15	28	6,526	0	551,723	0	0
17	H12.4.5		24,440	0.15	30	6,783	0	534,066	0	0
18	H12.5.8		27,812	0.15	33	7,223	0	513,477	0	0
19	H12.6.5		23,598	0.15	28	5,892	0	495,771	0	0
20	H12.7.5		25,283	0.15	30	6,095	0	476,583	0	0
21	H12.8.7		27,812	0.15	33	6,445	0	455,216	0	0
22	H12.9.5		19,344	0.15	29	5,410	0	441,282	0	0
23	H12.9.11		4,002	0.15	6	1,085	0	438,365	0	0
24	H12.9.11		833,806	0.15	0	0	0	-395,441	0	0



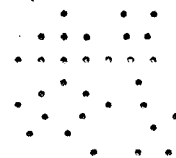
計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H12. 2. 29	2,000,000		0.15				2,000,000		
2	H12. 3. 6		14,112	0.15	7	5,737	0	1,991,625	0	0
3	H12. 4. 5		58,627	0.15	30	24,487	0	1,957,485	0	0
4	H12. 5. 8		66,713	0.15	33	26,474	0	1,917,246	0	0
5	H12. 6. 5		56,605	0.15	28	22,001	0	1,882,642	0	0
6	H12. 7. 5		60,648	0.15	30	23,147	0	1,845,141	0	0
7	H12. 8. 7		66,713	0.15	33	24,954	0	1,803,382	0	0
8	H12. 9. 5		46,400	0.15	29	21,433	0	1,778,415	0	0
9	H12. 9. 11		9,600	0.15	6	4,373	0	1,773,188	0	0
10	H12. 9. 11		2,000,000	0.15	0	0	0	-226,812	0	0



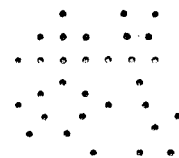
計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H12.9.11	4,000,000		0.15				4,000,000		
2	H12.9.11		701,301	0.15	0	0	0	3,298,699	0	0
3	H12.9.11		395,441	0.15	0	0	0	2,903,258	0	0
4	H12.9.11		226,812	0.15	0	0	0	2,676,446	0	0
5	H12.10.5		200,000	0.15	24	26,325	0	2,502,771	0	0
6	H12.11.6		200,000	0.15	32	32,823	0	2,335,594	0	0
7	H12.12.5		500,000	0.15	29	27,759	0	1,863,353	0	0
8	H13.1.5		200,000	0.15	31	23,684	0	1,687,037	0	0
9	H13.2.5		200,000	0.15	31	21,492	0	1,508,529	0	0
10	H13.3.5		100,000	0.15	28	17,358	0	1,425,887	0	0
11	H13.4.5		100,000	0.15	31	18,165	0	1,344,052	0	0
12	H13.5.7		100,000	0.15	32	17,675	0	1,261,727	0	0
13	H13.6.5		100,000	0.15	29	15,037	0	1,176,764	0	0
14	H13.7.5		100,000	0.15	30	14,508	0	1,091,272	0	0
15	H13.8.6		100,000	0.15	32	14,350	0	1,005,622	0	0
16	H13.9.5		100,000	0.15	30	12,398	0	918,020	0	0
17	H13.10.5		100,000	0.15	30	11,318	0	829,338	0	0
18	H13.11.5		100,000	0.15	31	10,565	0	739,903	0	0
19	H13.12.5		100,000	0.15	30	9,122	0	649,025	0	0
20	H14.1.7		84,000	0.15	33	8,801	0	573,826	0	0
21	H14.2.5		76,800	0.15	29	6,838	0	503,864	0	0
22	H14.3.5		77,600	0.15	28	5,797	0	432,061	0	0
23	H14.4.5		2,893,626	0.15	31	5,504	0	-2,456,061	0	0



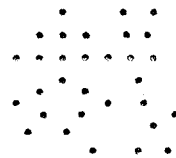
計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H13. 12. 18	1,000,000		0.15				1,000,000		
2	H14. 1. 7		16,000	0.15	21	8,630	0	992,630	0	0
3	H14. 2. 5		23,200	0.15	29	11,829	0	981,259	0	0
4	H14. 3. 5		22,400	0.15	28	11,291	0	970,150	0	0
5	H14. 4. 5		1,024,800	0.15	31	12,359	0	-42,291	0	0



計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H14. 4. 5		2,456,061	0.15				-2,456,061		
2	H14. 4. 5		42,291	0.15	0	0	0	-2,498,352	0	0
3	H14. 8. 23	2,000,000		0.15	140	0	0	-546,265	-47,913	0
4	H14. 9. 10		84,000	0.15	19	0	0	-630,265	0	0
5	H14. 10. 10		84,000	0.15	30	0	0	-714,265	-2,590	-2,590
6	H14. 10. 31		33,000	0.15	21	0	0	-747,265	-2,054	-4,644
7	H14. 10. 31		1,906,520	0.15	0	0	0	-2,653,785	0	-4,644
8	H14. 10. 31	3,000,000		0.15	0	0	0	341,571	0	0
9	H14. 12. 10		126,000	0.15	40	5,614	0	221,185	0	0
10	H15. 1. 10		126,000	0.15	31	2,817	0	98,002	0	0
11	H15. 2. 10		126,000	0.15	31	1,248	0	-26,750	0	0
12	H15. 3. 10		126,000	0.15	28	0	0	-152,750	-102	-102
13	H15. 4. 10		126,000	0.15	31	0	0	-278,750	-648	-750
14	H15. 5. 12		126,000	0.15	32	0	0	-404,750	-1,221	-1,971
15	H15. 6. 10		126,000	0.15	29	0	0	-530,750	-1,607	-3,578
16	H15. 7. 10		126,000	0.15	30	0	0	-656,750	-2,181	-5,759
17	H15. 8. 11		126,000	0.15	32	0	0	-782,750	-2,878	-8,637
18	H15. 9. 4		48,057	0.15	24	0	0	-830,807	-2,573	-11,210
19	H15. 9. 4		2,503,007	0.15	0	0	0	-3,333,814	0	-11,210
20				0.15	0	0	0	0	0	0
21				0.15	0	0	合計 :	-3,345,024	0	0

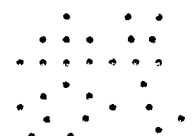


計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H15.3.27	500,000		0.15				500,000		
2	H15.4.10		21,000	0.15	15	3,082	0	482,082	0	0
3	H15.5.12		21,000	0.15	32	6,339	0	467,421	0	0
4	H15.6.10		21,000	0.15	29	5,570	0	451,991	0	0
5	H15.7.10		21,000	0.15	30	5,572	0	436,563	0	0
6	H15.8.11		21,000	0.15	32	5,741	0	421,304	0	0
7	H15.9.4		8,580	0.15	24	4,155	0	416,879	0	0
8	H15.9.4		446,912	0.15	0	0	0	-30,033	0	0

計算表

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H15.9.4	4,500,000		0.15				4,500,000		
2	H15.9.4		3,345,024	0.15	0	0	0	1,154,976	0	0
3	H15.9.4		30,033	0.15	0	0	0	1,124,943	0	0
4	H15.10.10		143,300	0.15	37	0	0	981,643	0	0
5	H15.11.10		143,300	0.15	31	12,505	0	850,848	0	0
6	H15.12.10		143,300	0.15	30	10,489	0	718,037	0	0
7	H16.1.13		143,300	0.15	34	10,022	0	584,759	0	0
8	H16.2.10		143,300	0.15	28	6,710	0	448,169	0	0
9	H16.3.10		143,300	0.15	29	5,326	0	310,195	0	0
10	H16.4.12		143,300	0.15	33	4,195	0	171,090	0	0
11	H16.5.10		143,300	0.15	28	1,963	0	29,753	0	0
12	H16.6.10		143,300	0.15	31	378	0	-113,169	0	0
13	H16.7.12		143,300	0.15	32	0	0	-256,469	-494	-494
14	H16.8.10		143,300	0.15	29	0	0	-399,769	-1,016	-1,510
15	H16.9.10		143,300	0.15	31	0	0	-543,069	-1,693	-3,203
16	H16.10.12		143,300	0.15	32	0	0	-686,369	-2,374	-5,577
17	H16.11.10		143,300	0.15	29	0	0	-829,669	-2,719	-8,296
18	H16.12.10		143,300	0.15	30	0	0	-972,969	-3,400	-11,696
19	H17.1.11		143,300	0.15	32	0	0	-1,116,269	-4,257	-15,953
20	H17.2.10		143,300	0.15	30	0	0	-1,259,569	-4,587	-20,540
21	H17.3.10		143,300	0.15	28	0	0	-1,402,869	-4,831	-25,371
22	H17.4.11		143,300	0.15	32	0	0	-1,546,169	-6,149	-31,520
23	H17.5.10		143,300	0.15	29	0	0	-1,689,469	-6,142	-37,662
24	H17.6.10		143,300	0.15	31	0	0	-1,832,769	-7,174	-44,836
25	H17.7.11		143,300	0.15	31	0	0	-1,976,069	-7,782	-52,618
26	H17.8.10		143,300	0.15	30	0	0	-2,119,369	-8,120	-60,738
27	H17.9.12		143,300	0.15	33	0	0	-2,262,669	-9,580	-70,318
28	H17.10.11		143,300	0.15	29	0	0	-2,405,969	-8,988	-79,306
29	H17.11.10		143,300	0.15	30	0	0	-2,549,269	-9,887	-89,193
30	H17.12.12		143,300	0.15	32	0	0	-2,692,569	-11,174	-100,367
31	H18.1.10		143,300	0.15	29	0	0	-2,835,869	-10,696	-111,063
32	H18.2.10		143,300	0.15	31	0	0	-2,979,169	-12,042	-123,105
33	H18.3.10		143,300	0.15	28	0	0	-3,122,469	-11,426	-134,531
34	H18.4.10		143,300	0.15	31	0	0	-3,265,769	-13,259	-147,790
35	H18.4.26		3,011,479	0.15	16	0	0	-6,277,248	-7,157	-151,947
36	H18.4.26	8,500,000		0.15	0	0	0	2,067,805	0	0
37	H18.5.23		38,546	0.15	27	22,944	0	2,052,203	0	0
38	H18.5.23		164,200	0.15	0	0	0	1,888,003	0	0
39	H18.6.23		164,200	0.15	31	24,052	0	1,747,855	0	0
40	H18.7.24		164,200	0.15	31	22,267	0	1,605,922	0	0
41	H18.8.23		164,200	0.15	30	19,799	0	1,461,521	0	0
42	H18.9.25		164,200	0.15	33	19,820	0	1,317,141	0	0
43	H18.10.23		164,200	0.15	28	15,156	0	1,168,097	0	0
44	H18.11.24		164,200	0.15	32	15,361	0	1,019,258	0	0
45	H18.12.25		164,200	0.15	31	12,985	0	868,043	0	0
46	H19.1.24		164,217	0.15	30	10,701	0	714,527	0	0
47	H19.1.24		5,783	0.15	0	0	0	708,744	0	0



	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H19. 2. 23		164, 200	0. 15	30	8, 737	0	553, 281	0	0
49	H19. 3. 23		164, 200	0. 15	28	6, 366	0	395, 447	0	0
50	H19. 4. 23		5, 800	0. 15	31	5, 037	0	394, 684	0	0
51	H19. 4. 23		158, 400	0. 15	0	0	0	236, 284	0	0
52	H19. 4. 23		11, 600	0. 15	0	0	0	224, 684	0	0
53	H19. 5. 24		164, 216	0. 15	31	2, 862	0	63, 330	0	0
54	H19. 6. 25		5, 784	0. 15	32	832	0	58, 378	0	0
55	H19. 6. 29		158, 453	0. 15	4	95	0	-99, 980	0	0
56	H19. 6. 29		11, 547	0. 15	0	0	0	-111, 527	0	0
57	H19. 7. 23		164, 200	0. 15	24	0	0	-275, 727	-366	-366
58	H19. 8. 23		164, 200	0. 15	31	0	0	-439, 927	-1, 170	-1, 536
59	H19. 9. 25		164, 200	0. 15	33	0	0	-604, 127	-1, 988	-3, 524
60	H19. 10. 23		164, 200	0. 15	28	0	0	-768, 327	-2, 317	-5, 841
61	H19. 12. 5		164, 401	0. 15	43	0	0	-932, 728	-4, 525	-10, 366
62	H19. 12. 5		5, 599	0. 15	0	0	0	-938, 327	0	-10, 366
63	H20. 1. 21		170, 000	0. 15	47	0	0	-1, 108, 327	-6, 033	-16, 399
64	H20. 2. 1		50, 000	0	11	0	0	-1, 158, 327	-1, 665	-18, 064
65	H20. 3. 31		100, 000	0	59	0	0	-1, 258, 327	-9, 336	-27, 400
66	H20. 4. 23		170, 000	0	23	0	0	-1, 428, 327	-3, 953	-31, 353
67	H20. 5. 27		100, 000	0	34	0	0	-1, 528, 327	-6, 634	-37, 987
68	H20. 6. 23		100, 000	0	27	0	0	-1, 628, 327	-5, 637	-43, 624
69	H20. 7. 23		50, 000	0	30	0	0	-1, 678, 327	-6, 673	-50, 297
70	H20. 8. 21		100, 000	0	29	0	0	-1, 778, 327	-6, 649	-56, 946
71	H20. 8. 21		64, 200	0	0	0	0	-1, 842, 527	0	-56, 946
72	H20. 9. 24		100, 000	0	34	0	0	-1, 942, 527	-8, 558	-65, 504
73	H20. 10. 23		100, 000	0	29	0	0	-2, 042, 527	-7, 695	-73, 199
74	H20. 11. 25		100, 000	0	33	0	0	-2, 142, 527	-9, 208	-82, 407
75	H20. 12. 24		100, 000	0	29	0	0	-2, 242, 527	-8, 488	-90, 895
76	H21. 1. 23		100, 000	0	30	0	0	-2, 342, 527	-9, 209	-100, 104
77	H21. 2. 23		100, 000	0	31	0	0	-2, 442, 527	-9, 947	-110, 051
78	H21. 3. 23		100, 000	0	28	0	0	-2, 542, 527	-9, 368	-119, 419
79	H21. 4. 23		100, 000	0	31	0	0	-2, 642, 527	-10, 797	-130, 216
80	H21. 5. 25		100, 000	0	32	0	0	-2, 742, 527	-11, 583	-141, 799
81	H21. 6. 23		100, 000	0	29	0	0	-2, 842, 527	-10, 894	-152, 693
82	H21. 7. 23		100, 000	0	30	0	0	-2, 942, 527	-11, 681	-164, 374
83	H21. 8. 24		100, 000	0	32	0	0	-3, 042, 527	-12, 898	-177, 272
84	H21. 9. 24		100, 000	0	31	0	0	-3, 142, 527	-12, 920	-190, 192
85	H21. 10. 23		100, 000	0	29	0	0	-3, 242, 527	-12, 484	-202, 676
86	H21. 11. 24		100, 000	0	32	0	0	-3, 342, 527	-14, 213	-216, 889
87	H21. 12. 24		100, 000	0	30	0	0	-3, 442, 527	-13, 736	-230, 625
88	H22. 1. 25		100, 000	0	32	0	0	-3, 542, 527	-15, 090	-245, 715
89	H22. 2. 23		100, 000	0	29	0	0	-3, 642, 527	-14, 073	-259, 788
90	H22. 3. 24		100, 000	0	29	0	0	-3, 742, 527	-14, 470	-274, 258
91	H22. 10. 5		50, 000	0	195	0	0	-3, 792, 527	-99, 971	-374, 229
92	H22. 12. 30		30, 000	0	86	0	0	-3, 822, 527	-44, 679	-418, 908
93	H23. 1. 31		30, 000	0	32	0	0	-3, 852, 527	-16, 756	-435, 664
94	H23. 2. 28		30, 000	0	28	0	0	-3, 882, 527	-14, 776	-450, 440
95	H23. 3. 31		30, 000	0	31	0	0	-3, 912, 527	-16, 487	-466, 927
96	H23. 5. 9		30, 000	0	39	0	0	-3, 942, 527	-20, 902	-487, 829
97	H23. 7. 8		10, 000	0	60	0	0	-3, 952, 527	-32, 404	-520, 233
98	H23. 9. 30		10, 000	0	84	0	0	-3, 962, 527	-45, 481	-565, 714
99				0	0	0	0	0	0	0
100				0	0	0	合計 :	-4, 528, 241	0	0

物件目録

1 所在地 
 地番 
 地目 田
 地積 95平方メートル
 所有者 

2 所在地 
 地番 
 地目 畑
 地積 16平方メートル
 所有者 

3 所在地 
 地番 
 地目 宅地
 地積 205.73平方メートル
 共有者  持分2分の1
 共有者  持分2分の1

4 所在地 
 家屋番号 
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 57.96平方メートル
 共有者  持分2分の1
 共有者  持分2分の1

これは正本である。

平成30年6月22日

神戸地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 熊野美保

